

儀者賀州之儀任御朱印旨如先々無相違致馳走進上可申候。恐々謹言。

卯月八日

秀吉 在判

下間刑部卿法限御房

(御朱印といふは天正八年織田信長の與へたるそれを言ふなるべし。)

四月九日。前田利家、鳳至郡道下村の大工にして傍ら耕作する者に夫役に服せしむ。

【能登國古文書】

一七九三

道下村之内脇田小五郎知行分に、大工有之處に、夫役不仕之由候。田地を於令作者、其役を可相勤之旨可申付者也。

天正十一年

卯月九日

前田利家 印

櫛比道下村

三郎左衛門尉かたへ

四月十六日。前田利家、珠洲郡上戸の百姓に命じ、寺社領を耕作する者といへども諸役に服せ

しむ。

【能登國古文書】

一七九四

直郷上戸之内、雖爲寺社分、於令田地作者、諸役之義惣百姓並に可相勤者也。

天正十一年四月十六日

前田利家 印

直郷上戸百姓中

四月廿五日。羽柴秀吉、宇喜多秀家に、明日加賀金澤に着すべきことを報す。

【小早川家文書】

一七九五

一筆令啓候。仍去廿一日江北至柳瀬表、兩三ヶ度及合戦切崩、五千餘討捕候。柴田修理亮馬乘四五騎にて、越州北庄居城へ北入候之處を、即追詰、天主土井際迄責入候之處、柴修天主へ火をかけ相果候。將亦賀州・能登・越中手置、并越後長尾人質等爲可相分、明日廿六越中際なる崎ニ至て相越候。彼表早速隙明可令歸陣候。萬々期其節候。恐々謹言。

筑前守

卯月廿五日

宇喜多秀家 殿

御宿所

秀吉 在判

(秀吉の金澤城に入りたるは廿八日に在るべし。)
四月廿六日。羽柴秀吉、小早川隆景に、その北國平定の事情を報す。

【小早川家文書】

一七九六

今月十三日御狀、昨日廿五日於越州北庄令拜閱候。殊毛氈廿枚送賜候。遠路之御懇志、祝著之至候。抑去廿一日於柳瀬表及一戦切崩、佐久間始支蕃一類、其外五千余討捕同廿二日越州至府中追詰候、然而柴田北庄へ逃入候之間則取巻候。數年雖相拵用害候、即時本城へ乘入候之處ニ天守へ取上、妻子以下刺殺切腹、廿四日辰下刻相果候。越芻儀者不及申、賀州・能州・越中迄悉任存分候條、彼表手置等爲可申付、越州境目至金澤相越候。來十日比可令上洛候間、追々可申入候。隨而先度御返事、手前故延引所存外候。恐々謹言。

卯月廿六日

小早川左衛門佐殿

御返報

秀吉 在判

(この文中に、廿四日辰下刻に柴田勝家が自盡せりといふは、後に五月十五日附を以て同じく秀吉より小早川隆景に與へたる消息に申下刻に作れり。又この文書には廿五日尙北庄に在りたりとするも、後の消息には同日加賀に入りたりとし、且廿八日金澤城に達したる事實と併せ考へて誤謬なるに似たり。姑く疑を存す。)

四月廿七日。前田利家石川郡宮腰より、富田景政に、今日金澤城を陥落せしむべきことを報す。

【越登賀三州志】

一七九七

去廿五日小松の城我ら請取、久太へ相渡候。人數足弱以下千代まで遣し、彼城に我ら八十人計付置、翌廿六日至宮腰着陣候。金澤城今日可相果様子ニ候。偕々與五郎事、